青森県報

第千百四十二号

令和八年十一月十三日（金曜日）

目次

公告

○換地計画の決定……（農村整備課）…一

○避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）の購入に係る一般競争入札……（防災危機管理課）…一

公告

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、深味長野地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和八年十一月十三日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　縦覧に供する書類
　換地計画書の写し

二　縦覧の期間
　令和八年十一月十六日から同年十二月十四日まで

三　縦覧の場所
　青森県のウェブサイト（換地計画書の写しのうち、各筆換地等明細書を除いた部分に限る。）及び板柳町役場

避難所用石油ストーブ（県・市町村共同調達）の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年十一月十三日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　一般競争入札に付する事項

1　次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

避難所用石油ストーブ　千三百五十一箱（一箱一台）

2　調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二　納入期限
　令和九年三月二十四日

三　納入場所
　入札説明書による。

四　入札に参加する者に必要な資格

1　地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2　令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4　一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5　調達物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。

五　入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1　入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2　提出時期等

㈠　入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和八年十二月四日までに青森県危機管理局防災危機管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

㈡　㈠の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

㈢　㈠の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3　提出場所

青森市長島一丁目一の一
青森県危機管理局防災危機管理課防災企画グループ
電話　〇一七―七三四―九一八一

4　提出部数　一部

六　入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の一
青森県危機管理局防災危機管理課防災企画グループ
電話　〇一七―七三四―九一八一

七　入開札の日時及び場所

1　日時

令和八年十二月二十四日（時間は、入札説明書による。）

2　場所

青森市長島一丁目一の一
青森県庁舎北棟二階　二一六会議室

八　入札執行回数

原則として二回を限度とする。

九　入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、青森県知事との契約に係る契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。また、市町村との契約に係る契約保証金は調達する物品を納入するそれぞれの市町村で定める規定により、納付又は免除するものとする。

十　契約書の取り交わしの時期

1　青森県知事との契約は、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2　市町村との契約は、調達する物品を納入するそれぞれの市町村で定める規定及び書式により、契約を締結するものとする。

3　落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一　落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二　入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三　入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四　その他

１　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

２　入札の無効　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

３　その他　詳細は、入札説明書による。

ＳＵＭＭＡＲＹ

１　Ｎａｔｕｒｅ　ａｎｄ　ｑｕａｎｔｉｔｙ　ｏｆ　ｔｈｅ　ｐｒｏｄｕｃｔｓ　ｔｏ　ｂｅ　ｐｕｒｃｈａｓｅｄ：
Ｃｏｎｖｅｃｔｉｏｎ　ｏｉｌ　ｓｔｏｖｅ　１，３５１　ｕｎｉｔｓ
（ｐｕｒｃｈａｓｅ）

２　Ｔｉｍｅ　ｌｉｍｉｔ　ｆｏｒ　ｔｅｎｄｅｒ：
２４　Ｄｅｃｅｍｂｅｒ，２０２６
（Ｐｌｅａｓｅ　ｒｅｆｅｒ　ｔｏ　ｔｈｅ　ｂｉｄ　ｍａｎｕａｌ　ｆｏｒ　ｔｈｅ　ｓｔａｒｔ　ｔｉｍｅ．）

３　Ｃｏｎｔａｃｔ　Ｐｏｉｎｔ　ｆｏｒ　ｔｈｅ　ｎｏｔｉｃｅ：
Ｄｉｓａｓｔｅｒ　Ｐｒｅｖｅｎｔｉｏｎ　ａｎｄ　Ｃｒｉｓｉｓ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｄｉｖｉｓｉｏｎ
Ｃｒｉｓｉｓ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｂｕｒｅａｕ
Ａｏｍｏｒｉ　Ｐｒｅｆｅｃｔｕｒａｌ　Ｇｏｖｅｒｎｍｅｎｔ
１－１－１　Ｎａｇａｓｈｉｍａ
Ａｏｍｏｒｉ　Ｃｉｔｙ，　Ａｏｍｏｒｉ　０３０－８５７０
ＪＡＰＡＮ
ＴＥＬ　０１７－７３４－９１８１

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚ニ付二十四円九十五銭